

令和3年7月15日
甲 州 市

法定外の労災保険の付保について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を、予定価格へ反映することが発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、各積算基準書の現場管理費が改定されました。

このことにより、甲州市においても法定外の労災保険の保険料を予定価格に反映しており、法定外の労災保険の付保についての対応を下記のとおりとします。

記

1 対象工事

以下の積算基準書を適用する全ての工事を対象とします。

- (1) 「土木工事標準積算基準書」
- (2) 「治山林道必携」
- (3) 「土地改良工事積算基準」
- (4) 「水道事業実務必携」
- (5) 「公園緑地工事標準積算基準書」
- (6) 国土交通省「機械設備工事積算基準」
- (7) 「公共建築工事積算基準等資料」（電気設備工事・機械設備工事を含む）

2 対象工事である旨の明示

法定外の労災保険の付保について、設計図書の特記仕様書に次の内容を明示します。

【記載例】

法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は「法定外の労災保険」に付さなければならない。
- 2 前項の保険契約を締結したときは、その証券等の写しを速やかに工事担当課へ提出しなければならない。
- 3 この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員、又はその遺族に支払うことを目的としている保険をいう。

3 実施時期

令和3年8月20日以降に契約する工事から適用します。

4 保険付保の確認

対象となる工事を受注された場合は、甲州市建設工事請負契約約款第58条に基づき、「法定外の労災保険」に加入しているか確認します。

契約後、保険証券又はこれに代わるものの写しを現場着手するまでに工事打合簿により監督職員に提出して下さい。

なお、本工事で求める「法定外の労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多少や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとします。

参考

法定外の労災保険は、建設業に従事する労働者が、業務・通勤災害により死亡や重度の身体障害を残した場合、又は傷病の状態にある場合、政府の労働災害補償保険（労災保険）とは別に、上乘せ給付等を行うことを目的としているものであり、建設共済保険、労働災害総合保険等をいいます。共済、団体、民間保険会社等、及び保険の種類は問いません。

工事目的物、工事材料等に生じる損害を填補する保険である建設工事保険、土木工事保険、火災保険、動産総合保険、機械保険等は対象外となります。